



第三者行為(交通事故など)による届出について

■交通事故にあったとき

交通事故で第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも、国保で治療を受けることができますが、**国保担当係の窓口で必ず届出**(第三者行為による傷病届)をしてください。法令により**届出義務があります**。

また、医療機関を受診する際は、交通事故によるものであることを伝えてください。

医療費は、国保が一時的に第三者(加害者)に代わって立て替え、あとで国保は**第三者(加害者)に請求**します。この請求のために必要となるのが、「第三者行為による傷病届」です。

第三者行為による医療費は、原則として加害者が負担すべきもので損害賠償に含まれます。

《届出に必要なもの》

- ・被保険者証(保険証)
- ・印かん
- ・交通事故証明書(事故発生場所の所轄警察署へお問い合わせください。すぐに入手できない場合は後日でも可)

※後期高齢者医療、介護保険の被保険者も、第三者行為(交通事故など)により保険証を使って治療などを受けた場合は、国保と同様に届出義務があります。

※労災保険の給付対象となる業務上または通勤による傷病の場合は、国保などの保険証は使えません。

■交通事故以外の傷病にあったとき

①交通事故以外で第三者(加害者)から傷病を受け、保険証を使う場合も、上記の「交通事故にあったとき」と同様に、**必ず届出**(第三者行為による傷病届)をしてください。

②交通事故以外の第三者(加害者)からの傷病とは、次のような行為によるものです。

- ・暴力行為を受けた
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・スキー中に衝突された
- ・外食で食中毒にかかった
- ・自転車で衝突された など



■示談

第三者(加害者)から治療費を受け取ったり示談をしてしまうと、国保から第三者(加害者)に医療費を請求できなくなる場合があります。示談は、事故治療の終了または症状の固定した後に行う必要があります。示談の前に、必ずご連絡・ご相談ください。

令和5年度の国民健康保険被保険者証について

令和5年度より国民健康保険被保険者証(保険証)と70~74歳の方に交付される高齢受給者証の一体化に向けて準備を進めているため、有効期限が変わります。これまで保険証の有効期限は、4月1日から翌年3月31日までの1年間となっていたましたが、令和5年度から有効期限が8月1日から翌年7月31日までに変わります。有効期限の変更に伴い、令和4年度のみ4月1日から令和5年7月31日までの1年4カ月間となっています。令和5年3月には送付しませんので、お間違えのないようお願いします。

○お問い合わせ 本 庁 住民課 国保係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112